

7. 広島市水道局

工事標示板設置基準

広島市水道局工事標示板設置基準

1 目的

この基準は、公共工事の内容及び請負金額等の情報を、工事現場において開示するための標示板設置の基準を定めるものとする。

2 対象工事

広島市水道局が発注する工事(ただし、単価契約工事及び当初設計金額が100万円未満の工事を除く)を対象とする。

3 標示の内容等

(1) 標示内容

工事名

工事期間

請負金額

発注者

施工者

工事概要(施工内容及び工事種別)

工事内容(イラスト、完成イメージ図、パース等を使用し、視覚的な表現で簡潔に記し、これにより難しい場合は、平面、断面模式図程度とする。)

ただし、は当初設計金額が1億円以上の工事を対象とする。

(2) 標示板は、設置期間中、通常の使用状態で容易に汚損、破損しない材料とし、所定の位置に堅固に設置するものとする。

4 設置期間

標示板の設置期間は、現場工事に着手後速やかに設置し、工事完了後に撤去するものとする。

5 設置場所

標示板の設置場所は、工事現場内で最も表示効果が期待でき、また、通行上支障のない場所とする。

この基準は、平成21年7月1日から実施する。